

第 29 回

記 述 式 試 験 問 題

(注 意)

- 1 係官の指示があるまで、この問題用紙は開かないこと。
- 2 この問題の解答は、別紙解答用紙によること。
- 3 解答用紙の所定欄に受験番号及び氏名を記入すること。
(受験番号及び氏名の記入のないものは採点しない。)
- 4 各問ごとに解答用紙の所定欄に記述すること。
なお、所定欄に記述できないときは、その旨表示し裏面に記述すること。
- 5 採点に際し、判読できない文字があるときは、その解答がなかったものとみなすことがあること。
- 6 解答用紙の※欄は記入しないこと。
- 7 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日（平成9年4月18日）
に施行されている法令等によること。
- 8 この問題は、問1から問8までの8問であるので、問題用紙及び解答用紙を
確認すること。

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問〕 1) 次の文中の [] の部分を適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法では、労働条件は、労働者が [A] 生活を営むための必要を充たすものでなければならないとされており、また、労働条件は、労働者と使用者が [B] において決定すべきものであるとされている。
- 2 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を各労働者について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他命令で定める事項を記入しなければならないが、[C.] については調製する必要がない。
- 3 建設業のうち、ずい道等の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事であって、それぞれ一定のものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の [D] に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、労働者の [D] に関し、必要な機械等の備付け及び管理、必要な事項についての訓練等の措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の [E] の保持のため必要な措置を講じなければならない。

労働者災害補償保険法

〔問 2〕 通勤災害に関する次の文中の [] の部分を適當な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労働者災害補償保険法上の通勤とは、原則として、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、[A] の性質を有するものは除くものとされている。そして、労働者がその往復の経路を [B] し、又はその往復を [C] した場合には、当該 [B] 又は [C] の間及びその後の往復は通勤とはされない。

また、政府は、通勤災害によって療養給付を受ける労働者から、一部負担金として [D] 円を超えない額を徴収するが、次に掲げる者からは徴収しないこととしている。

- ① 第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者
- ② 療養の開始後 3 日以内に死亡した者その他 [E] を受けない者
- ③ 同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者

雇用保険法

〔問 3〕 次の文中の [] の部分を適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 賃金が、出来高払制その他の請負制によって定められている場合、雇用保険の賃金日額は、原則として、被保険者期間として計算された最後の [A] 箇月間に支払われた算定の基礎となる賃金の総額を、当該最後の [A] 箇月間に労働した日数で除して得た額の 100 分の [B] に相当する額以上となる。
ただし、受給資格に係る離職の日において [C] であった受給資格者については、この取扱いを行わない。
- 2 育児休業者職場復帰給付金の額は、育児休業をした期間内における [D]（育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに限る。）の数に、当該 [D] に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る [E] に 30 を乗じて得た額の 5 %に相当する額を乗じて得た金額である。

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 4〕 次の文中の [] の部分を適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 基本給体系を類型化すると、次の三つの性格の賃金を組み合わせている
ケースが多い。

まず第一は [A] 紙で、勤続年数、年齢、学歴等の労働者の諸条件
を基準に決定される賃金である。これは、従来日本では最も一般的に存在
してきたものであり、中でも年齢や勤続年数が重要視されてきたので、年
功給とか年功賃金などという言葉が用いられたりした。

また第二は [B] 紙で、[B] の困難度や重要度を評価要素と
して [B] の相対的価値を評価し、これによって決定される賃金であ
る。したがって、同じ [B] に就く労働者であれば年齢や学歴を問わ
ず同じ賃金を支給するのがその本質である。

また第三は [C] 紙で、労働者の [B] の遂行能力によって決
定される賃金である。例えば、職級や資格を設け、その職級や資格に属し
ていれば役職に就いているかどうかかわりなく、同等の給与を支給する
というものである。

この [B] 紙と [C] 紙を合わせて仕事紙と称するが、外国に
比べて横断的な労働市場が形成されず、従業員が企業内に封入されがちな
日本では、能力に応じた [B] が必ずしも与えられるとは限られず、
また、[B] の内容の困難度や責任の厳密な分析評価は煩雑であるこ
とから、[C] 紙が採用され易いという事情がある。

- 2 [D] とベースアップは、同じく給与の増額を指すものであり、ま
た、時を同じくして行われることが多いが、本来全く異なるものである。

すなわち、[D] が、一定期間企業に勤務し、一定の条件を満たし
た従業員に、あらかじめ定められた基準に従って毎年一定の時期に個別に
賃金を引き上げるものであるのに対して、ベースアップは、多くの場合は
労使交渉に基づいて、あらかじめ定めていない額について、企業の賃金水

準そのものを変更するものである。

最近の我が国では、労働者の高齢化を反映して、50歳から55歳前後で
[D] を遞減ないし停止する等により、年功賃金制の修正を試みる企
業が増えている。

3 賃金総額の決定には、労働生産性との関連を考慮することが重要であ
る。

これを検討する場合に、一つの基礎的指標となるのが [E] であ
り、この指標を企業経営ベースで計算すると、企業が支払った人件費の総
額を企業の生み出した付加価値の総額で割ったものとなる。

社会保険に関する一般常識

〔問 5〕 次の文章の [] の部分に適當な語句を埋め、完全な文章とせよ。

平成 6 年の年金制度改革では、現役世代と年金受給世代との給付と [A] の公平を図る観点から、被用者年金の改定がネット所得スライド方式に改められたとともに、従来 60 歳から支給されていた [B] の支給を段階的に 65 歳まで引き上げ、その間の年金を [C] へと切り換えるとともに、在職老齢年金の改善など [D] との関係に配慮した改正が行われた。

また、同年の医療保険制度改革では、サービスの質の向上や患者ニーズの多様化への対応、給付の重点化、費用 [A] の公平化等の観点から、[E] の解消を図るとともに、在宅医療の推進、入院時の食事についての給付の改革などの改正が行われた。

健 康 保 険 法

〔問 6〕 次の文章の [] の部分に適當な語句を埋め、完全な文章とせよ。

被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が保険医療機関である病院・診療所に入院したとき、入院に係る療養の給付とあわせて受けた食事療養の費用については、その食事療養の費用から被保険者が負担する [A] を控除した額を、健康保険が [B] 療養費として支給する。

[A] は、平均的な家計の食費をもとに [C] が定めるところにより、現在は 1 日 [D] 円とされているが、所得の状況などにより軽減措置が設けられている。

なお、食事療養に要した自己負担については、自己負担額が著しく高額になったときに支給される [E] の対象とはならない。

厚生年金保険法

〔問 7〕 適用事業所に関する次の文章の [] の部分に適当な語句を埋め、完全な文章とせよ。

法人以外の事業所であって、5人未満の従業員を使用する製造業を営む事業所の事業主は、[A] の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。なお、この認可を受けようとする当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（適用除外の者を除く。）の [B] 以上の同意を得なければならない。また、これにより認可を受けた適用事業所の事業主は、[A] の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。ただし、この認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（適用除外の者を除く。）の [C] 以上の同意を得なければならない。

2以上の適用事業所（[D] を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、[E] の承認を受けて、当該2以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

国民年金法

〔問 8〕 次の文章の [] の部分に適当な語句を埋め、完全な文章とせよ。

旧国民年金法による [A] 年金は、昭和 [B] 日において受給権を有する者のうち、昭和 [C] 日において新国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者に対して障害基礎年金として支給することとされた。

また、旧国民年金法による [D] 年金又は [E] 年金は、昭和 [B] 日において受給権を有する者に対して遺族基礎年金として支給することとされた。